

肝属郡医師会立病院再整備基本設計公募型プロポーザルの実施について

肝属郡医師会立病院再整備基本設計業務に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和4年8月19日

公益社団法人肝属郡医師会 会長 池田 誠

実施要領

1 公募型プロポーザルの概要

(1) 目的

令和4年度に実施する基本設計業務を委託するにあたり、最良な設計者を選定するため、類似施設の実績を有する建築設計事務所を対象に広く提案を求めるものです。

(2) スケジュール

令和4年	8月25日(木)	参加表明書等に係る質疑書提出期限
	8月29日(月)	参加表明書等に係る質疑回答
	9月2日(金)	参加表明書等提出期限
	9月6日(火)	参加資格審査結果通知
	9月14日(水)	技術提案書等に係る質疑書提出期限
	9月22日(木)	技術提案書等に係る質疑回答
	10月7日(金)	技術提案書等提出期限
	10月16日(日)	技術提案書等書類審査(第1次審査)
	10月20日(木)	第1次審査結果通知
	10月27日(木)	プレゼンテーション資料提出期限
	10月30日(日)	ヒアリング・審査(第2次審査)
	11月4日(金)	審査結果通知・最優秀者及び優秀者公表

2 委託業務の概要

(1) 業務名

肝属郡医師会立病院基本設計業務

(2) 業務内容

肝属郡医師会立病院の移転建替のための基本設計業務

(3) 履行期限

令和5年3月31日(金)

3 発注者

公益社団法人肝属郡医師会 会長 池田 誠

4 施設概要

(1) 建設地 鹿児島県錦江町城元「南部消防署」付近

(2) 敷地面積 15,768㎡

(3) 主な設計内容

ア 病院施設

イ 外構（駐車場を含む）

※ 詳細は「肝属郡医師会立病院再整備基本計画」（肝属郡医師会立病院ホームページに掲載）参照

5 参加資格

(1) 参加表明

参加表明書（第1号様式）及び参加資格審査書（第2号様式）、管理技術者・主任技術者の資格・設計実績（第3号様式）（以下「参加表明書等」という。）を提出し、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を有すること。

イ 令和4・5年度鹿児島県測量・設計コンサルタント業務等入札参加資格者登録を受けており、かつ、令和6年度以降も登録が見込まれる者であること。

ウ 令和4年6月1日現在、一級建築士の資格を有する者を25名以上有すること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）の規定による指名停止を受けている者でないこと。

カ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、肝属郡医師会が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）でない者であること。

キ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

ク 共同企業体でないこと。

ケ 次の(ア)から(カ)までのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(ウ) 役員等（鹿児島県暴力団排除条例施行規則（平成26年鹿児島県公安委員会規則第9号）第2条第2項第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められる法人又は個人

(エ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(オ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - (ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
 - (ケ) (ア)から(ク)までに定める者の依頼を受けて公募型プロポーザルに参加しようとする法人又は個人
- コ 元請（共同企業体での実績を有する場合は、共同企業体の代表者としての実績に限る。）として、平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に業務が完了した、病院等の医療施設で手術室を含む新築又は改築（耐震改修、大規模改修及び大規模修繕模様替えは対象としない。）に係る建築設計業務委託契約の施設の規模が130床以上で複数診療科の病院の設計実績（以下「病院設計実績」という。）を有する者であること。
- サ 病院設計実績に専任で従事した実績を有する技術者を管理技術者として専任で配置できる者であること。

(2) 技術提案

参加資格審査結果通知により技術提案書（様式不問、A3版横使い）及び実施体制表（第5号様式）、設計工程表（第6号様式）（以下「技術提案書等」という。）の提出要請を受けた者（以下「提出要請者」という。）とします。

6 業務実施上の条件

管理技術者及び意匠設計、構造設計、設備設計の主任技術者（管理技術者のもとで担当技術者を統括する者）は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を下記条件を踏まえ、配置することとします。

- (1) 管理技術者及び意匠設計の主任技術者は、一級建築士であること。
- (2) 構造設計の主任技術者は、構造設計一級建築士であること。
- (3) 設備設計の主任技術者は、設備設計一級建築士であること。
- (4) 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。また、主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者及び担当技術者と兼任しないこと。
- (5) 担当技術者は設計業務の一部を再委託する建築士事務所（以下「協力事務所」という。）の技術者の参加を認めるが、協力事務所は他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

7 手続等

(1) 窓口（公募型プロポーザル支援機関）

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 企画部企画課

〒892-0838 鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番228号

電話：099-224-4543（直通）

FAX：099-226-3963

メールアドレス：kikaku@kjc.or.jp

(2) 公募型プロポーザルに係る関係資料の交付

ア 交付期間

令和4年8月19日（金）から9月2日（金）まで（土日祝日を除く。）

- イ 交付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（交付場所のみ）
 - ウ 交付場所
上記(1)の窓口（肝属郡医師会立病院ホームページからのダウンロードも可能）
- (3) 参加表明書等に係る質疑書の提出
- ア 質疑の方法
質疑書（第4号様式）により、電子メールで受け付けます。
 - イ 受付期間
8月25日（木）午後5時15分まで
 - ウ 回答方法
質疑に対する回答は、令和4年8月29日（月）までに肝属郡医師会立病院ホームページに掲載します。
- (4) 参加表明書等の提出（参加表明書等作成要領を参照）
- ア 提出期限
令和4年9月2日（金）午後5時15分まで
 - イ 提出場所
上記(1)の窓口
 - ウ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着））
 - エ 提出部数
2部（うち1部は写しでも可）
- (5) 参加資格審査結果の通知
- 上記「5 参加資格(1) 参加表明」への適合状況を審査し、適合が確認された者へ技術提案書等の提出を書面で要請します。なお、適合が確認できなかった者へも書面によりその旨を通知します。
- (6) 技術提案書等に係る質疑書の提出
- ア 質疑の方法
質疑書（第4号様式）により、電子メールで受け付けます。
 - イ 受付期間
令和4年9月14日（水）午後5時15分まで
 - ウ 回答方法
質疑に対する回答は、令和4年9月22日（木）までに肝属郡医師会立病院ホームページに掲載します。
- (7) 技術提案書等の提出（技術提案書等作成要領を参照）
- ア 提出期限
令和4年10月7日（金）午後5時15分まで
 - イ 提出場所
上記(1)の窓口
 - ウ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着））
 - エ 提出部数
正本（1部）、副本（15部）

8 審査の方法

(1) 審査委員会

審査は、次の委員で構成する肝属郡医師会立病院再整備基本設計公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行います。

有村 智明	錦江町・副町長
池田 誠	公益社団法人肝属郡医師会・会長
川島 茂	鹿児島県立短期大学生生活科学科・教授
黒瀬 孝一	肝属郡医師会立病院・事務長
竹野 洋一	南大隅町・副町長
西田 卓爾	肝属郡医師会立病院・院長
濱畑 和人	公益社団法人肝属郡医師会・副会長
福本 伸久	公益社団法人肝属郡医師会・副会長
堀口 讓司	第一工科大学工学部建築デザイン学科・学科長（教授）

（50音順）

(2) 審査

ア 一次審査

技術提案書等の書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の対象者を5者程度選定します。

イ 二次審査

一次審査で選定された者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者（次点者）をそれぞれ1者選定します。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、公益社団法人肝属郡医師会関係者、錦江町及び南大隅町の町民を対象とした公開形式で行います。

9 失格条件

- (1) 本公募型プロポーザルに係る提出書類（以下「提出書類」という。）の提出期限、提出場所、提出方法等が、本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類が、本要領及び別に定める作成要領に記載した留意事項に適合しなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提出書類に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されていたとき。
- (6) 審査結果に影響を与えるような工作（審査委員に対する依頼など）を行ったことが明らかになったとき。
- (7) 協力事務所が本公募型プロポーザルの参加者若しくは他の参加者の協力事務所であったとき。

10 技術提案書等の採否等

- (1) 審査委員会の審査に基づき、最優秀者及び優秀者（次点者）をそれぞれ1者選定し、その旨を書面により通知します。なお、最優秀者及び優秀者に特定されなかった者についても、書面によりその旨通知します。

- (2) 最優秀者と鹿児島県建築設計監理事業協同組合（以下「組合」という。）で設計共同企業体を構成していただき、本件業務の委託契約を締結します。
- (3) 最優秀者が辞退、その他の理由で契約ができない場合は、優秀者（次点者）と組合で構成する設計共同企業体と本件業務の委託契約を締結します。
- (4) (2)又は(3)の業務の契約金額の上限は51,528千円（税込）とします。

11 設計共同企業体

- (1) 設計共同企業体の出資比率は、代表者（最優秀者又は優秀者（次点者））が構成員中最大となることとし、組合は30%以上とします。
- (2) 組合は、下記の資格を有する技術者を各1名以上配置することとします。
 - ア 構造設計一級建築士（構造設計の担当技術者）
 - イ 設備設計一級建築士又は建築設備士（設備設計の担当技術者）

12 経費負担等

提出書類の作成及び提出、ヒアリングなど本プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とします。

13 著作権

技術提案書等の著作権は、それぞれの参加者に帰属しますが、公益社団法人肝属郡医師会は応募された全作品の内容について、応募作品の公表、当施設の作品集、記念誌等において利用することができるものとします。

14 その他

- (1) 提出された書類等は、返却しません。
- (2) 提出された書類等は、最優秀者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (3) 必要と認めた場合は、提出された書類等を審査委員以外に閲覧させることがあります。
- (4) 技術提案書等は、選定の公平性及び透明性、客観性を期するために、審査講評とともに公表します。この場合において、参加者名は最優秀者及び優秀者（次点者）についてのみ公表することとし、方法等は別途通知します。
- (5) 審査の経緯や選定結果についての異議申立ては受け付けません。
- (6) 公募型プロポーザルは、施設整備に対する発想や解決方法等優れたアイデア、ノウハウを有する「設計者」を選定するものであり、「設計」を選定するものではありません。
- (7) 設計に当たっては、立地条件、設計条件等に応じ、提案されたアイデアを活かしつつ、肝属郡医師会、肝属郡医師会立病院、錦江町及び南大隅町と協議しながら作成することとなり、必ずしも提案された内容どおり設計がまとめられるものとは限りません。
- (8) 本業務後の実施設計業務の選定方法については、基本設計業務の履行状況等を踏まえ改めて検討します。